

事業の種類	取扱方針
	<p>ア 屋根の形態 特殊な用途の建築物を除き、切妻、寄棟又は入母屋型の勾配屋根とする。 ただし、既存建築物の増改築であって、上記勾配屋根とすることが困難と認められるものにあっては、傾斜パラペットを設置する。また、同一敷地内の母屋附帯の車庫、倉庫等の小規模な建築物にあってはこの限りでない。</p> <p>イ 屋根（傾斜パラペットを含む。）の色彩 焦げ茶色、黒色又は暗灰色とする。 ただし、銅板葺、自然材料を使用した屋根とする場合は、素材色とする。</p> <p>ウ 外壁の色彩 茶系色、灰色又はベージュとする。</p> <p>③ 修景緑化方法 5-(2)-② 修景緑化指針による。</p> <p>④ 附帯施設の取扱い 駐車場及び浄化槽を設置する場合は、各施設の収容力に応じた適切な規模を確保すること。 テニスコートを設置する場合は、「国立公園事業に係るテニスコートの取扱要領について」（昭和57年5月7日環自保第138号保護管理 課長通知）による。 王子ヶ岳渋川集団施設地区については別紙8のとおりとする。</p>
4 園地	<p>① 基本方針 展望地、海浜、樹林地等の各地区の特性に応じた園地の整備及び管理を行い、風景観賞、自然探勝、散策、ピクニック等、人と自然とのふれあいを高めるよう配慮する。施設の規模は必要最小限とし、周辺の自然と調和したデザインとする。特に展望地においては、防護柵、標識、案内板等が展望を阻害することのないよう、設置について十分配慮する。</p> <p>② 附帯施設の取扱い ア 休憩舎、展望施設、便所等の附帯施設は、利用性及び管理面を考慮し、適切に配置する。 イ 自然に対する理解を深めるとともに、利用の効果を高めるため、案内板、解説板及び指導標等を適切に配置し、必要な箇所には外国語を併記する。 ウ 展望施設（展望台、展望休憩所）等の特別な用途を除き、建築物の意匠、色彩、構造は3宿舎②に準ずる。 エ 土地の造成、木竹の伐採等による風致上の支障が小さいものであること。 オ 当該地の地形の改変が抑えられたものであること。 カ 既存の展望地において、上記エ及びオによりユニバーサルデザインを用いることが困難な場合には、代替展望地の設置も視野に入れる。</p> <p>③ 安全性に配慮した施設の取扱い 施設を設置するに当たっては、可能な限りユニバーサルデザインを採用するものとし、安全性配慮策を講ずること。</p> <p>④ 通景の確保 主要な展望地で優れた眺望対象が眺望できる箇所については、樹木で視界が遮られないよう適宜枝払い、抜き切り等を行い、通景の確保に配慮する。</p> <p>⑤ 管理運営方法 くずかご、吸い殻入れは十分な管理、回収が可能な場所以外には設置しないものとし、ごみの投げ捨て防止及びごみ持ち帰り運動を推進する。設置の際は、ごみが飛散しないよう対策を講じる。 また、危険箇所の点検、草刈り、清掃等を定期的に実施する。</p>

事業の種類	取扱方針
5 野営場	<p>① 基本方針 海浜地、山間部等各地区の特性に応じた整備及び管理を行い、自然探勝、海浜利用等を通じて人と自然とのふれあいを高めるように配慮する。</p> <p>② 附帯施設の取り扱い ア 附帯施設については、環境衛生面及び管理面を考慮し、適切に配置する。 また、既存施設についても、快適な環境が保持できるよう配慮する。 イ 建築物の意匠、色彩、構造は、3宿舎②に準ずる。</p> <p>③ 管理運営方法 ア 本地域は山火事が多いため、利用に伴う火気に十分注意するよう利用者を啓発する。 イ くずかご、吸い殻入れは十分な管理、回収が可能な場所以外には設置しないものとし、ごみの投げ捨て防止及びごみ持ち帰り運動を推進する。 設置の際は、ごみが飛散しないよう対策を講じる。 ウ 枯損木の処理等、安全管理を十分に行う。</p>
6 水泳場	<p>① 基本方針 海岸の特性に応じた施設の整備及び管理を行い、人と自然のふれあいを高めるように配慮するものとする。</p> <p>② 附帯施設の取り扱い ア 附帯施設については、環境衛生面や管理面を考慮し、適正に配置するものとする。 イ 建築物の意匠等は、3宿舎②に準ずる。</p> <p>③ 管理運営方法 くずかご、吸い殻入れは十分な管理、回収が可能な場所以外には設置しないものとし、ごみの投げ捨て防止及びごみ持ち帰り運動を推進する。設置の際は、ごみが飛散しないよう対策を講じる。 また、危険箇所の点検、草刈り、清掃等を定期的に実施する。</p>
7 運輸施設 (係留施設)	<p>① 基本方針 グラスボートや小型船舶の発着可能な施設を整備する。</p> <p>② 施設の取り扱い ア 海岸線を著しく改変しないよう配慮した整備内容とし、極力、埋め立ては行わないものとする。 イ 施設の規模は必要最小限とする。 ウ 台風等で船が漂流しないよう管理施設を充実させるものとする。 エ ボート等の維持管理による汚水及び排水を直接海へ放流しないものとする。 オ 建築物の意匠、色彩、構造は、3宿舎②に準ずる。</p> <p>③ 管理運営方法 くずかご、吸い殻入れは十分な管理、回収が可能な場所以外には設置しないものとし、ごみの投げ捨て防止及びごみ持ち帰り運動を推進する。設置の際は、ごみが飛散しないよう対策を講じる。 また、危険箇所の点検、草刈り、清掃等を定期的に実施する。</p>
8 博物展示施設	<p>基本方針 当該地区を中心とした瀬戸内海の自然、人文等を紹介、解説、案内する施設として、関係機関等の協力のもと適正な管理運営を行う。</p>

(3) 施設計画及び公園事業執行状況一覧

施設計画名	執行事業名	未執行事業名
王子ヶ岳渋川 集団施設地区	王子ヶ岳渋川園地 王子ヶ岳渋川宿舎 王子ヶ岳渋川野営場 王子ヶ岳渋川休憩所 王子ヶ岳渋川係留施設 王子ヶ岳渋川駐車場 王子ヶ岳渋川給水施設 王子ヶ岳渋川博物館	
道路（車道）	貝殻山線道路（車道） 金甲山線道路（車道） 王子ヶ岳山上線道路（車道） 王子ヶ岳山麓線道路（車道） 下津井線道路（車道）	由加山線道路（車道）
道路（歩道）	鹿久居島線道路（歩道） 大多府島線道路（歩道） 貝殻山金甲山線道路（歩道） 出崎周回線道路（歩道） 御嶽登山線道路（歩道） 高島線道路（歩道）	夕立受山線道路（歩道） 牛窓蕪崎海岸線道路（歩道） 前島線道路（歩道） 阿津北方線道路（歩道） 宮浦長谷線道路（歩道） 十津寺登山線道路（歩道） 王子ヶ岳北周回線道路（歩道） 王子ヶ岳線道路（歩道） 由加登山線道路（歩道） 龍王登山線道路（歩道） 鷺羽山登山線道路（歩道） 青佐登山線道路（歩道） 白石線道路（歩道）
園 地	夕立受山園地 鹿久居島中央部園地 蕪崎園地 三頂山園地 貝殻山園地 東光寺山園地 金甲山園地 出崎園地 由加山園地 通仙園園地 鷺羽山園地 御嶽山園地 寄島園地 白石島園地	鹿久居島東部園地 大多府島園地 前島園地 黒島園地 高島園地 両堤池園地 十津寺山園地 龍王山園地 釜島園地 六口島園地 青佐山園地
宿 舎	両堤池宿舎 鷺羽山宿舎 六口島宿舎 白石島宿舎	鹿久居島中央部宿舎 黒島宿舎 出崎宿舎 釜島宿舎 寄島宿舎
野営場	鹿久居島中央部野営場 虎口池野営場	両堤池野営場 出崎野営場 釜島野営場
水泳場		鹿久居島中央部水泳場 蕪崎水泳場 出崎水泳場 寄島水泳場 高島水泳場 白石島水泳場
運輸施設（係留施設）	鹿久居島中央部係留施設 出崎係留施設	鹿久居島西部係留施設 高島係留施設 鷺羽山係留施設
博物展示施設	鷺羽山博物展示施設	鹿久居島中央部博物展示施設

5 その他国立公園の適正な保護及び利用の推進を図る目的を達成するために必要な事項

(1) 利用者の指導に関する事項

① 自然解説に関する事項

ア 自然解説の実施と組織づくり

適正な利用を促進し、自然保護思想の普及啓発を図るために、鷲羽山ビジターセンター^{わしゅうざん}や王子ヶ岳パークセンター^{おうじがたけ}等の各利用拠点において野外活動指導を行うことを目標に、地元市町、自然公園指導員、パークボランティア、公園事業執行者等の協力を求め、実施体制の整備を図るよう努める。

イ 自然解説パンフレットの作成

公園利用者が自然に対し興味を持つよう、セルフガイド方式による自然解説冊子やハンディマップを関係機関等と協力して作成する。また、海外からの利用者が多い地域における冊子類には外国語を併記することとする。

② 利用者の利用規制

国立公園の適正な利用に著しい影響を及ぼすような利用については、関係機関等との連携を図り、監視体制の強化及び利用者への指導に努める。

指定地以外でのキャンプ（デイキャンプを含む）は、植生破壊、山火事の発生及びごみの散乱の原因となるため、関係機関等と共に利用者の指導を行う。

③ 利用者の安全対策

最近は、海水浴利用に加えてマリンスポーツ、スカイスポーツといった利用が増加しているため、利用者への安全確保を十分図るよう、必要に応じて施設の管理者及び主催者を指導する。

(2) 地域の美化修景に関する事項

① 美化清掃

ごみ持ち帰り運動の強化を図り、併せて美化清掃活動を推進する。

なお、次の点に留意してごみ処理及び清掃方法の改善を進める。

ア くずかごの管理

くずかごは、十分な管理、回収が可能かつ利用上必要不可欠な場所以外には設置しないものとする。

また、設置した「くずかご」には蓋を取り付けるなど、ごみの飛散を防ぐものとする。

イ 公園施設の管理

公園施設管理の良し悪しは、公園のイメージを大きく左右するものなので、快適な利用を維持するための清掃体制の強化を各管理者に指導する。

ウ 普及啓発

クリーンハイキング、クリーンアップ作戦等の実施を通じて、市民に清掃活動への参加を呼びかけるとともに、ごみ持ち帰り運動の普及を図る。

エ 車道沿線の清掃

車道沿線については、道路管理者が主体となって清掃に努めるよう、各管理者に要請するとともにごみの投げ捨て防止の啓発を図る。

オ 海洋の汚染防止

釣りに伴うごみの散乱、海域へのごみの投棄、カキ筏の放置等海洋を汚染し、利用者に不快感を与える行為が後を絶たないので、海ごみ対策検討会に参加している関係機関等と協力して対策に当たる。

② 修景緑化指針
各種行為に伴って生じた裸地は、国立公園の風致景観を損なうことがないよう以下の点及び「自然公園における保全水準と法面緑化の基本方針及び緑化工指針（案）」（平成18年3月環境省自然環境局）により、修景緑化を行うよう行為者を指導する。

ア 支障木の移植

工事に当たっては、可能な限り既存樹木を保存するものとするが、やむを得ず支障木が生ずる場合には、極力これを緑地帯等に移植する。

イ 裸地の緑化

工事に伴いやむを得ず生じた裸地及び現在裸地になっている場所については、緑化する。

ウ 緑化に使用する草本類

一部の法面等樹木による緑化が困難な場所では、原則としてノシバ、ヨモギ、ススキ、メドハギ等の国内産自生種を混合した種子吹き付けを行うものとするが、これによることが著しく不合理な場合には、芝類、牧草類の使用も第1種特別地域や貴重な自然を有している地域を除き、やむを得ないものとする。

エ 緑化に使用する樹種等

敷地内の植栽、工事跡地の修景植栽等においては、別紙9「修景緑化樹種一覧」を参考とし、できるだけ国内産自生種による緑化を行うよう行為者を指導するものとする。

オ 道路については、特に次の事項に留意する。

- 1 道路を新設、増設、改設する場合は、既存の樹木は可能な限り残すものとし、移植可能な樹木は緑地帯等に移植する。また、予定地に大径木がある場合は、道路線形の変更も検討する。
- 2 道路沿いの残地は、国内産自生種により緑化する。
- 3 道路の新設、増設、改設に伴い大きな法面が生じる場合は、原則として法面を数段に分けて小段を設け、低木を植栽する。

(3) 各種団体との連携に関する事項

次の各種連絡協議会等の設置目的の推進を図るため、積極的な交流を行い、組織強化等指導育成に努める。

① 倉敷玉野地域国立公園美化推進協議会

本会は、倉敷市及び玉野市にかかる瀬戸内海国立公園を美しく保つとともに、健康で快適なレクリエーションの場を育てることを目的としており、倉敷市と玉野市が中心となって運営している。

② 渋川海水浴場運営協議会

本会は、渋川海水浴場の適正かつ円滑な運営を行い、その利用の増進を図ることを目的としている。玉野市が中心となって運営している。

③ 出崎海水浴場運営協議会

本会は、出崎海水浴場の適正かつ円滑な運営を行い、その利用の増進を図ることを目的としている。玉野市が中心となって運営している。

④ 鷲羽山の景観を考える会

瀬戸内海国立公園指定 70 周年を機に、景観保全を通して瀬戸内海国立公園鷲羽山地区の適正な保護と利用の増進を図ることを目的に、地元関係者により設立された。行政との意見交換や提言の場となっており、児島と下津井の地区代表が中心となって運営している。

⑤ 鷲羽山地区パークボランティアの会

平成 4 年に自然解説、環境保全意識の高揚・啓発活動のボランティア活動を行うことを目的に設立された倉敷地区パークボランティアが鷲羽山地区パークボランティアに名称変更して現在に至っている。鷲羽山、王子ヶ岳、由加山、通仙園、六口島等を対象として定期的な自然観察等を実施している。

(4) 展望地の維持管理、再生事業に関する事項

瀬戸内海国立公園の特徴である多島海の眺望景観及び周縁景観について、その維持及び積極的な景観形成を図るため、次の事項に留意した展望地の維持管理を行う。また、修景が必要な展望地においては、積極的に展望地再生事業を実施する。なお、実施に当たっては、関係機関等との調整を図ることとする。

修景が必要な展望地の現状については、別添「瀬戸内海国立公園（岡山県地域）展望地カルテ」等により把握する。

① 展望地の一体的な維持管理体制づくり

- ア 展望地だけでなく展望地周辺の立木管理や草刈り、展望地へのアクセス道を含む総合的な維持管理办法を、展望地ごとに検討する。
- イ 地元住民や市民団体等を中心とし、地域に根ざした維持管理体制を確立する。

② 施設等の整備

- ア 展望施設の設置に当たっては、他の施設からの眺望に支障がないよう配慮する。
- イ 防護柵の設置位置は、利用者の安全を確保した上で、眺望視野に入らないよう配慮する。
- ウ 眺望だけでなく、音やにおいなど、五感を意識した展望地づくりを行う。
- エ 展望地の魅力を最大限引き出す工夫をする。
- オ 道路沿い又はアクセスが容易な展望地においては、あらゆる人が展望を楽しめるよう、景観に支障がない範囲でユニバーサルデザインを導入することとし、それらに関する情報を利用者に提供する。
- カ 複雑な地形、労働力・資金不足等の面から維持管理が困難な場所においては、維持管理をあまり要しない施設にするなど、整備段階での工夫をする。

③ 植栽

眺望方向への植栽は避けることとし、植栽木は、幼木時から眺望景観及び周縁景観を考慮した保育管理を行う。また、密植による上長成長を避け、場所によっては上長成長の小さい品種を選定する。

④ 周辺樹木の管理

眺望確保のために必要な場合には、次により周辺樹木の剪定・伐採等の管理を行う。

- ア 剪定により通景が図られない箇所においては、樹木の抜き伐り等により通景の確保を検討する。
- イ 皆伐は極力避け、何年かに分けて抜き伐りを繰り返し通景の確保を図る。
- ウ 樹幹の中切りはしない。（生け垣の剪定は除く。）
- エ 眺望方向に大径木等が優れた点景として存在している場合には、眺望景観を考慮しつつ極力残すものとする。

⑤ 展望地再生事業

樹木の繁茂や施設の老朽化等により眺望が阻害されている展望地については、次により再生事業を実施する。

- ア 積極的にグリーンワーカー事業を活用し、地元の協力を得て樹木の剪定・伐採等を実施する。
- イ 再生事業実施後、特に樹木の伐採後の維持管理体制を予め整える。

(5) その他事項

前各項目のほか、次の点にも留意して今後とも適正な公園管理を行うものとする。

① 許認可手続きの迅速化及び問題のある事案についての早期連絡調整を図る。

② 関係法令との齟齬が生じないよう、関係機関との調整を図る。

(別紙 10：関係法令等一覧参照)

用語解説

瀬戸内海国立公園（岡山県地域）管理計画書内において、各用語の意味を下記のように定める。

眺望（ちょうぼう）	：特定の優れた眺望対象の展望。
眺望景観	：「眺望対象」を含む景観。
囲繞（いにょう）景観	：展望地そのもの及びその周囲の景観。
展望地	：優れた景観（「眺望対象」）を見る位置。展望台、展望休憩所を含む。
通景（つうけい）の確保	：展望地から優れた景観（「眺望対象」）が見えるように積極的に手を加える行為。
上長成長（じょうちょうせいいちょう）	：幼木が上に成長すること。
グリーンワーカー事業	：国立公園等の適正な保護及び利用の推進等、地域の自然環境の適正な保全管理を図るために、地域の自然や社会状況を熟知した地元住民をグリーンワーカーとして雇用し、各種の自然環境保全活動を実施する事業。「国立公園等民間活用特定自然環境保全活動（グリーンワーカー）事業」の略称。